

平成24年度民間賃貸借上住宅等入居者健康調査実施要領

1 現状

東日本大震災による被災者の応急仮設住宅扱いの民間賃貸住宅における生活が長期化する中、心の問題や、日中活動量の低下に伴う生活不活発の問題など、心身の健康状態悪化が懸念される。

特に、民間賃貸借上住宅入居者は、震災前居住の市町村や現在住民登録をしている市町村を離れて生活している例も多いことから、市町村でも常時の状況把握は難しい状況にある。

2 調査の目的

変化する被災者の健康状況を把握し、潜在化している要フォロー者を健康支援事業等に結びつけることを目的として実施する。また、必要な支援を実施するための基礎資料とするとともに、被災者の健康状況の経時変化の一元的把握と市町村間の比較を可能とする。

3 調査主体 宮城県・市町村

4 調査時期 平成24年12月から平成25年2月

5 対象者 県内に所在する民間賃貸借上住宅（雇用促進住宅含む）の入居者 （県内の国家公務員宿舎、公営住宅及び都市再生機構賃貸住宅の入居者も、市町村の希望に応じて対象とする。）

6 調査項目 平成23年度調査及びプレハブ入居者に対する調査の項目を踏まえて案を作成し、市町村と調整した上で決定する。

7 調査方法 郵送による配布、郵送及び戸別訪問による回収（訪問は健診団体に委託）。 ただし、国家公務員宿舎、公営住宅及び都市再生機構賃貸住宅の入居者は、市町村による配布・回収とする。

8 集計分析 宮城県

9 市町村支援

- (1) 市町村の要望に応じて、要確認者の選定及び確認を県の保健師等が支援する。
- (2) 市町村において要確認者を選定するに当たっての基準は、①K6：13点以上、②独居高齢者、③治療中断者、④朝から飲酒を目安として市町村が定めるものとする。